

佐賀県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年二月二十五日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第一号

佐賀県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

佐賀県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則（昭和四十八年佐賀県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第二条第十号」を「第二条第十一号」に改め、同条第八号中「（外国旅行を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。